

## 桶川市物産展示要綱

昭和52年2月21日

桶川市告示第 5 号

### (目的)

第1条 この要綱は、桶川市内において生産され、又は加工された製品を展示することにより、市民に幅広く紹介し、もって桶川市商工業の振興に寄与することを目的とする。

### (展示品)

第2条 展示する品物（以下「展示品」という。）は、桶川市内に住所又は主たる事務所を有する者が市内において生産したもので、原則として、部分品でなく完成品によるものとする。ただし、生鮮食料品等は、展示しないものとする。

### (展示品の管理)

第3条 展示品は、市が管理するものとする。

2 市は、展示品が天災、その他不可抗力等の理由により損傷等を受けることがあっても、その補償の責めを負わないものとする。

### (展示品の申請)

第4条 品物を展示しようとする者は、様式第1号の桶川市物産展示品申請書を市長に提出しなければならない。

### (展示品の選考等)

第5条 市は、前条の桶川市物産展示品申請書が提出されたときは、当該品物について選考し、展示するものとする。ただし、市は、選考の結果、当該品物を展示しないことができる。

### (展示期間)

第6条 品物の展示期間は6箇月を限度とし、展示期間が満了したときは、当該品物を展示した者に対しその旨を通知するものとする。

### (展示の費用)

第7条 品物の展示については、無料とする。ただし、当該品物の搬入、又は搬出に要する費用は、品物を展示した者が負担するものとする。

### (預り書の交付)

第8条 市は、展示品を預かったときは、展示品保管台帳に必要事項を記載し、当該品物を展示する者に対し様式第2号の展示品預り書を交付するものとする。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。